



平成 27 年 9 月 1 日

アフィリエイト広告表示内容基準例

当社のアフィリエイト広告として利用を禁止する表現(表示)等は以下の通りです。

1. 不適切な表示例について

①客観的事実に基づかないものを客観的であると誤認させるような表示

(具体例)

- ・ 手数料(スプレッド)が業界内で最も安価(極小)でないにもかかわらず、「業界最安手数料(最低スプレッド)」といった客観的事実に基づかない表示を行うこと。

②当社が取扱う金融商品・取引等に関する恣意的又は過度に主観的な表示

(具体例)

- ・ 「FX なら(当社が)絶対お勧めです」「当社以外との取引は考えられません」などのように直接的な勧誘文言を積極的に用いて、当社との取引を明らかに促す表示を行うこと。

* 取引を促す効果を期待して、一部の文字を明らかに強調することも対象。

* 明らかに当社又は当社商品の優位点のみを過度に記述した後、当社のバナーやリンク先に誘うための「ここをクリックしてね」などの表示も対象。

③公正・客観的な根拠がなく適切性に欠けるような表示

(具体例)

- ・ 「(通貨名)が上昇(下落)するのは確実」、「今が買い(売り/仕込み/手仕舞い)時」等、相場に関する断定的な表示を行うこと。
- ・ 「安心して投資できます」「夢のような投資対象」等、投資者の投資判断を誤らせるような表示を行うこと。
- ・ 当社のバナー広告等に掲載された金融商品・取引等の内容や条件について、実際のもの又は他の当社に係るものよりも著しく優良又は有利であると誤認させるような表示を行うこと。

(代表的な表示例)

- ・ 「断然有利」、「業界最高」、「〇〇で一番」、「業界No.1」、「千載一遇のチャンス」「超お得」、「常勝」、「必勝」、「高確率」、「極狭(小)」
- ・ 「空前・絶後」、「驚異的」、「圧倒的」、「ダントツ」、「究極」、「極める FX」、「王道」「FX をやらない奴は〇〇(誹謗的な表現)」など。

投機を推奨する表示を行うこと。

- ・ 「(他の金業者)はあぶない」、「(FX に関係する事柄)な噂があります」など風説の流布的な表示を行うこと。

- ・ 初心者や投資経験の少ない人でも容易に利益が得られる印象を与える表示を行うこと。

- ・他の業者や商品を不当に評価し、当社の優位性を引き立てる表示を行うこと。
- ・成功した運用場面のみを紹介し、失敗した場面を紹介しない(極端に少なく紹介する)表示を行うこと。
- ・当社や商品のメリットを記載した部分や強調表現部分を他の文字等と異なる色彩、サイズ、字体などを用いて、極端に強調し、印象付ける表示を積極的、効果的に用いる表示を行うこと。

④当社との取引を過度に誘引するような表示

(具体例)

- ・アフィリエイトのコンテンツにおいて、当社が取扱う金融商品・取引等をアフィリエイトが説明・勧誘するような文言等(又はそのように見なされる文言等)表示を行うこと。

(代表的な表示例)

- ・「失敗さない」、「後悔させない」、「任せて安心」「絶対儲かる」、「稼げる」、「勝てる」

⑤預金等との誤認を生じさせるような表示

(具体例)

- ・「元本保証」「安全確実」「預金の利息と同様」等、預金等との誤認を招くような表示を行うこと。

(代表的な表示例)

- ・「金利〇%」、「予想利回り」、「元本保証」、「安全確実」、「高利回り」、「金利付与」
- ・元本割れが生じることがない、もしくは当初元本を上回る損失が生じるおそれがないなど事実と異なるような表示を行うこと。

⑥その他、金融商品取引法や景品表示法などの関連法令又は当社の広告審査基準に照らし不適正と判断されるような表示

(具体例)

- ・FXの特長に比べ、リスク面に関する記載が著しく少ない表示を行うこと。
- ・運用パフォーマンスの一部を抽出するなどにより投資者に誤解を生じさせるような恣意的又は過度に主観的な内容となっている表示を行うこと。
- ・当社又は当社の取り扱う金融商品の特長を恣意的に強調する意図をもって、他者の著作物等の一部を用い、閲覧者に特定の印象を植え付けている表示を行うこと。
- ・金融商品取引に関わる諸税を免れることを示唆する又はそれと誤認されるおそれがある表示を行うこと。
- ・仮名、借名、ダミー法人化(自然人に対するFXの規制を逃れることを意図したもの)を促している表示を行うこと。
- ・公序良俗に反している表示を行うこと。
- ・架空の第三者を装い、当社や商品を説明及び紹介する表示を行うこと。

以上